

公益社団法人森林保全・管理技術研究所旅費規程

第1条 公益社団法人森林保全・管理技術研究所（以下、「研究所」という。）の業務遂行に必要な旅費の支弁はこの規程によるものとする。

第2条 研究所の用務により出張する場合は旅費を支弁する。

第3条 旅費は最も経済的な通常の経路及び工程により旅行した場合の運賃等を支弁する。
ただし、業務上の必要性、災害その他やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

第4条 旅費は、交通費、宿泊費及び日当とする。

2 交通費は、在勤地又は居住地から出張先までの実費とする。

3 宿泊費は1泊当たり1万2千円とする。

4 日当は次のとおりとする。

(1) 日帰り出張の日当は3千円とする。

(2) 宿泊出張の日当は、1泊当たり6千円とする。

ただし、宿泊出張の翌日に業務活動を行って出発地に戻る場合は、3千円の日当を支弁する。

(3) 研修講師、委員会出席等の日帰り出張の日当は、上記(1)に関わらず6千円とする。

(4) 謝金等を支給した場合は旅費の日当は支弁しない。

第5条 旅費の請求は別紙「旅費実費負担額請求書・領収書」に記入・捺印のうえ事務局に提出しなければならない。

附 則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。